

8/1～8/8まで、県下各司法書士事務所にて
相続に関する無料相談を実施します。8月3日は「司法書士の日」です。

愛媛県司法書士会では、「司法書士の日」に合わせ、下記のとおり無料相談を実施します。相続登記をはじめとして、遺言、遺産分割協議など相続に関する相談に、司法書士が適切にアドバイスを行います。

相続登記とは、相続した不動産の名義を相続人に変更することをいいます。令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。それにより、相続によって不動産を取得した相続人は、**その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが義務となりました**。また、令和6年4月1日以前の相続でも、相続登記がされていないものは義務化の対象になります。（**正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科されることもあります。**）

不動産の名義を変更していないと、そのままでは売却することはできず、担保にして融資を受けようとする場合などにも手続きが順調に進みません。また、長い間放置しておく、と相続権のある人が次第に増えて権利関係が複雑になり、さまざまなトラブルが発生することもあります。そのため、できるだけ早い時期に登記手続を行うことが重要となります。

司法書士は、「**くらしの法律家**」として、**市民の権利擁護に寄与します。**

◆日時・場所 令和6年8月1日（木）～8日（木）

※県下各司法書士事務所、随時承ります。
各事務所に連絡のうえ**事前の予約**をお願いします。
※フリーダイヤル0120-13-7832（相続登記相談センター）にて最寄りの司法書士事務所をご紹介することもできます。
◆相談料 無料
◆相談例 登記名義人が亡くなった先々代のままです。パートナーに全財産を相続させたいのですが……。相続人の中に行方不明の人がいて、遺産分割協議ができません。など

◆◆◆◆◆ 本件に関するお問い合わせ先 ◆◆◆◆◆
〒790-0062 松山市南江戸1丁目4番14号
愛媛県司法書士会 ☎089-941-8065

★相続登記相談センター★ （いさんの なやみに）
【受付フリーダイヤル】0120-13-7832

● \測ってみよう! /デカボmyスコア

県民の皆さんと一緒に脱炭素アクションに取り組む「デカボえひめプロジェクト」がスタートしました！

※デカボとは英語で脱炭素を表す「デカボナイズーション」の略称

皆さんは、自分がどれぐらいCO2を排出しているか知っていますか？脱炭素アクションの初めの一歩となる「デカボmyスコア」を測定しましょう。

県公式LINEで県産品が当たるキャンペーン実施中
※詳しくはQRコードを読み込んでください

●お問い合わせ

県環境・ゼロカーボン推進課
☎089-912-2349



● えひめ無事故・無違反123コンテスト“2024”
参加チーム募集!!

5人1チームで無事故・無違反を目指すコンテストです！達成チームには豪華景品も！？参加チーム募集中！！

対象者は、自動車運転免許を取得し、県内に居住または県内の事業所等に勤務している方です。

【募集期間】7月1日～8月30日

【応募方法】応募用紙に必要事項を記載のうえ、参加費を銀行等で振込み

※応募用紙が必要な方は下記問い合わせ先まで

●お問い合わせ 県消防防災安全課
☎089-912-2321



若年者対象「U-1」ターニング
就職面接会」のご案内

- 日時 8月6日（火）
8月7日（水）
13時30分～17時（受付開始13時から）
- 場所 松山市湊町7丁目5番地
松山市総合コミュニティセンター
企画展示ホール1階
- 内容 参加企業（各日25社予定）は、若年者採用予定のある企業が参加。参加企業は決定次第、「わくわくワーク愛媛ホームページ」に掲載いたします。
- 対象 愛媛県内の企業への就職を希望する次の県外・県内在住者
- ① 2025年3月大学、短大、高専、高等学校、専修学校等卒業予定者
- ② 2022年3月以降大学、短大、高専、専修学校等卒業者（既卒者）
- ③ 愛媛県内の企業への就職を希望する概ね35歳未満の若年者
- ④ 右記①②③の保護者※見学を可能とします。
- その他 参加無料・予約不要・服装自由・履歴書不要
- 問い合わせ先 若年者地域連携事業事務局（愛媛労働局委託事業）



（受託企業）

（株）東京リーガルマインド松山支社
☎070-1746-5333
✉ ehime-jakunen@lec-jp

オープンキャンパスのご案内
県立新居浜産業技術専門学校

本校の概要（科目、資格、就職先等）説明と実習風景の見学や体験をおして進路選択の参考にお役立てください。

●科目 高等学校卒業者を対象としたメカトロニクス科、自動車整備科、メタル技術科の3科目

●実施日程【体験型】

8月3日（土） 8月17日（土）
8月23日（金） 9月20日（金）
※9時～11時40分

●申込み・問い合わせ

愛媛県立新居浜産業技術専門学校
〒792-0060
新居浜市大生院1-233-2
☎0897-431-4123
☎0897-411-9880



食中毒から身を守りましょう！

～ 8月は食品衛生月間です～

高温多湿のこの時期、細菌が増えやすく食中毒が起こりやすくなります。次の「食中毒防止の三原則」を徹底し、家庭での食中毒発生を防ぎましょう！



●問い合わせ

愛媛県今治保健所生活衛生課
☎0898-23-2500（代）
☎0898-23-2531

食中毒防止の三原則

- 調理前だけでなく、調理中や生肉と生魚に触れた後、トイレの後など、こまめに手を洗いましょう。
- 生肉や生魚を扱ったまな板、包丁などの器具は、使用ごとに充分洗いましょう。

- 冷蔵や冷凍の必要な食品は、持ち帰ったら、すぐに冷蔵庫や冷凍庫に入れましょう。
- 調理した食品は早めに食べましょう。
- テイクアウトや宅配される食品は、店内で提供する食品と比べて調理してから食べるまでの時間が長くなるため、持ち帰った後は早めに食べ切りましょう。

- 加熱して調理する食品は、十分に加熱しましょう。特に肉料理は中心までよく加熱することが大切です。
- ふきんやまな板、包丁などの調理器具にも、細菌やウイルスが付着します。特に肉や魚、卵などを使った後の調理器具は、洗剤でよく洗ってから、熱湯をかけて殺菌しましょう。台所用殺菌剤の使用も効果的です。

菌を
① につけない！

菌を
② 増やさない！

菌を
③ やっつける！